

北海道選挙管理委員会告示第3号

令和5年3月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和5年3月3日

北海道選挙管理委員会委員長 石 塚 正 寛

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数	88,825
3分の1の数	655,155

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

札幌市中央区	71,002	根室市	6,790
札幌市北区	80,678	千歳市	27,311
札幌市東区	74,618	滝川市	11,148
札幌市白石区	61,779	登別市	13,182
札幌市厚別区	36,271	恵庭市	19,769
札幌市豊平区	65,328	伊達市	9,403
札幌市清田区	31,243	北広島市	16,420
札幌市南区	39,033	北斗市	12,588
札幌市西区	62,577	空知地域	46,675
札幌市手稲区	39,978	石狩地域	21,693
函館市	71,713	後志地域	24,123
小樽市	32,263	胆振地域	14,340
旭川市	93,856	日高地域	17,650
室蘭市	22,955	渡島地域	24,150
釧路市	46,774	檜山地域	9,676
帯広市	46,990	上川地域	35,016
北見市	32,766	留萌地域	12,135
岩見沢市	22,448	宗谷地域	7,848
網走市	9,663	オホーツク東地域	16,038
苫小牧市	47,768	オホーツク西地域	18,162
稚内市	9,097	十勝地域	46,731
江別市	33,961	釧路地域	16,301
名寄市	7,544	根室地域	12,972

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域	50分の1の数	7,204
	3分の1の数	120,053
北海道警察旭川方面本部管轄区域	50分の1の数	10,481
	3分の1の数	154,004
北海道警察釧路方面本部管轄区域	50分の1の数	10,594
	3分の1の数	154,945
北海道警察北見方面本部管轄区域	50分の1の数	4,598
	3分の1の数	76,628